



鳥取県公報

平成30年2月27日（火）
号外第14号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県星空保全条例施行規則（3）（水・大気環境課）・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県星空保全条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県星空保全条例の新設に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 星空保全照明基準を定めるに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

ア 屋外照明器具の基準

(ア) 照明の目的を達成するために必要な最小限の箇所に設置して使用すること。

(イ) 上方光束比が適切な数値となる器具を使用する、光源に傘その他の遮へい物を設置する等の環境省が定める光害の対策に係る指針その他の技術的な指針（以下「ガイドライン」という。）を参酌して当該地域における星空環境を阻害しないと認められる方向とすること。

イ 建築物等を照射する照明器具の基準

(ア) 必要最小限の箇所に設置して使用すること。

(イ) 下向き照射とし、建築物等のみを照射すること。

(ウ) 照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。

(エ) 照射される建築物等の表面の輝度は、ガイドラインを参酌して当該地域における星空環境を阻害しないと認められる数値以下とすること。

ウ 広告物照明器具の基準

(ア) 広告物を外部から照射する場合には、次の要件を満たすよう設置して使用すること。

a 下向き照射とし、広告物のみを照射すること。

b 照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。

(イ) 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合には、広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。

(ウ) 広告物の表面の輝度は、ガイドラインを参酌して当該地域における星空環境を阻害しないと認められる数値以下とすること。

(2) 投光器等の使用に係る催物の届出方法、星空保全地域を指定しようとするとき等の公告に関する事項及び星空保全地域の指定に係る公聴会の手続について定める。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。

イ 鳥取県景観形成規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県星空保全条例施行規則をここに公布する。

平成30年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県星空保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(投光器等の使用の制限に係る催物の届出)

第2条 条例第7条第6号に規定する届出は、催物を行おうとする日の7日前までに、様式第1号による届出書を2部提出して行うものとする。

(星空保全地域を指定しようとするときの公告)

第3条 条例第9条第3項（同条第8項又は条例第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

- (1) 星空保全地域の名称
- (2) 星空保全地域に指定しようとする区域
- (3) 星空保全地域の指定の案の縦覧の場所及び期間

(公聴会の開催公告等)

第4条 知事は、条例第9条第5項（同条第8項又は条例第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会（以下「公聴会」という。）を開催しようとするときは、その開催の日の3週間前までに、公聴会の日時及び場所、公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）その他公聴会の開催に関し必要な事項を公告するものとする。

- 2 公聴会に出席して公聴案件について意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の10日前までに、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により書面を提出した者及び公聴案件について意見を聴く必要があると認める者のうちから、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）を選定し、その旨を公述人に通知するものとする。

(公聴会の開催)

第5条 公聴会に議長を置き、職員のうちから知事があらかじめ指名した者をもって充てる。

- 2 議長は、公聴会を主宰する。
- 3 公聴会においては、議長が許可した者でなければ発言することができない。
- 4 公述人の発言は、公聴案件以外のことについて行ってはならない。
- 5 公述人が前項の規定に違反し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言をやめさせ、又は退場させることができる。
- 6 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の記録)

第6条 議長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名の上、押印しなければならない。

- 2 議長は、公聴会の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて知事に報告しなければならない。

(星空保全照明基準を定めるに当たって従うべき基準)

第7条 条例第11条第3項の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる照明器具の種類に応じ、同表の中欄に掲げる項目につき同表の右欄に掲げるとおりとする。

(星空保全照明基準を定めようとするときの公告)

第8条 条例第11条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

- (1) 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称
- (2) 星空保全照明基準の案の概要
- (3) 星空保全照明基準の案の縦覧の場所及び期間

(身分証明書)

第9条 条例第20条第2項の証明書は、様式第2号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取県景観形成規則の改正)

2 鳥取県景観形成規則(平成19年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>地域部会等</u>の設置)</p> <p>第19条 条例第31条第1項の規定により、別表第2に掲げる名称及び所管区域の<u>地域部会並びに鳥取県景観審議会星空環境保全部会</u>を設置する。</p>	<p>(<u>地域部会</u>の設置)</p> <p>第19条 条例第31条第1項の規定により、別表第2に掲げる名称及び所管区域の<u>地域部会</u>を設置する。</p>

別表(第7条関係)

照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するために必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	上方光束比が適切な数値となる器具を使用する、光源に傘その他の遮へい物を設置する等の環境省が定める光害の対策に係る指針その他の技術的な指針(以下「ガイドライン」という。)を参酌して当該地域における星空環境を阻害しないと認められる方向とすること。
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、ガイドラインを参酌して当該地域における星空環境を阻害しないと認められる数値以下とすること。
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へ

	い物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
輝度	広告物の表面の輝度は、ガイドラインを参酌して当該地域における星空環境を阻害しないと認められる数値以下とすること。

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

様式第1号（第2条関係）

投光器等の使用に関する届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

氏名

⑩

（法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

投光器等を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用する1日を超えない期間の催物を実施するので、鳥取県星空保全条例施行規則第2条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

催物の名称	
開催予定日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
催物の実施に係る責任者の住所及び氏名等	住所 氏名 電話
催物の目的	
催物の開催場所	
催物の概要	
使用する投光器等の種類等	投光器等の種類 投光器 ・ レーザー 光源の種類及び個数 白熱球（ 個） ・ 放電型キセノンランプ（ 個） LED（ 個） ・ その他（ （ 個）） 投光器等の出力（使用する投光器ごとに記入すること） W
投光器等の設置方法	
投光器等の使用方法	

催物終了後における投光 器等の取扱い

備考 催物の開催場所及び投光器等の使用場所が分かる図面を添付すること。

様式第2号（第9条関係）

（表）

身分証明書		第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写真</p> </div>	<p>所属</p> <p>職氏名</p>	
<p>上記の者は、鳥取県星空保全条例第20条第1項の規定により、検査を行うことができる職員であることを証明する。</p>		
<p>年 月 日 交 付</p>		
<p>鳥取県知事 氏名</p>		<p>印</p>

（裏）

<p>鳥取県星空保全条例（抜粋）</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、照明器具を設置し、若しくは使用する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、照明器具を設置し、若しくは使用している土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

注 用紙は、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。